

仕入控除税額（補助金返還額）の報告・計算方法

1. 補助金に対する消費税

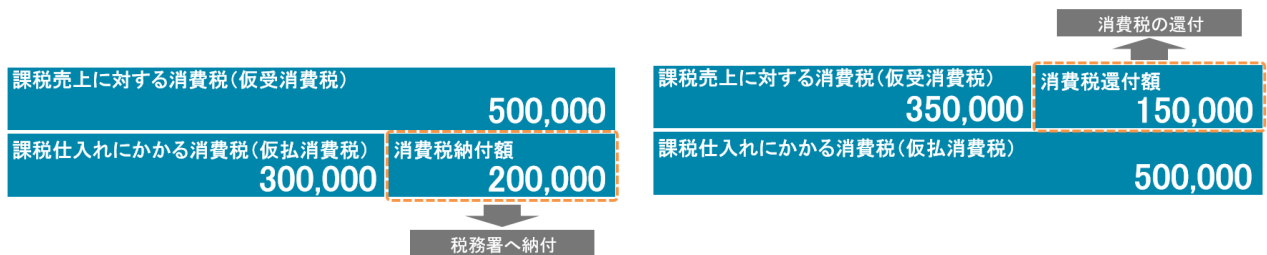
専門家に提案書作成を委託する経費に係る消費税も補助対象経費に含まれます。一方で、補助金収入は消費税の課税対象ではありません（不課税）。

2. 消費税の納付、還付

消費税は、課税売上に係る消費税額（仮受消費税）を納税するわけではなく、課税仕入に対する消費税額（仮払消費税額）を控除（仕入税額控除）し、消費税の納付額、還付額が決定します。

仮受消費税 > 仮払消費税 = 納付

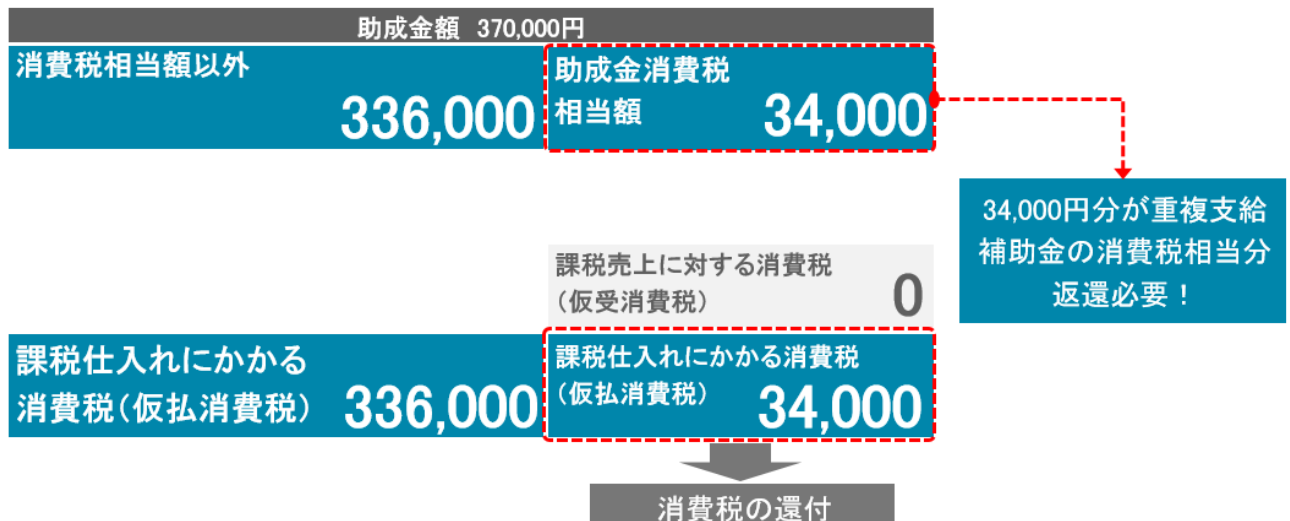
仮受消費税 < 仮払消費税 = 還付



3. 補助事業に対する補助金収入

仮に本補助事業のみの取引だけ考えると、本補助金37万円（不課税＝仮受消費税0円）で、本補助事業に係る「専門家に委託する経費＝37万円（仮払消費税約34,000円）」を、支払うときの消費税額の計算は、仮受消費税0円－仮払消費税約34,000円となり、34,000円の消費税の還付を受けることになります。

補助金を支給したことによって、消費税の還付を行うことで、その分が重複して支給していることになるため、補助金のうちの消費税相当額の返還が必要になります。



4. 報告、返還の手続き

(1) 補助金の返還が必要ないケース

補助対象経費に消費税を含んで本補助金を受給した場合でも、以下①～⑤に該当する場合は、消費税相当分の返還は必要ありません。

- ① 消費税の確定申告の義務がない（※1）。
- ② 簡易課税方式（※2）により申告している。
- ③ 公益法人等（※3）で、特定収入割合（※4）が5%を超えている。
- ④ 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式（※5）において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
- ⑤ 補助対象経費の全てが非課税仕入になっている。

※1 基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者

※2 （参考）国税庁HP－簡易課税制度

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6505.htm>

※3 一般社団法人、社会福祉法人、社会医療法人など

※4 補助金、交付金、寄付金、会費など

※5（参考）国税庁HP－仕入控除税額の計算方法

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6401.htm>

(2) 補助金の返還が必要なるケース

前述の(1)に該当せず、補助対象経費に消費税を含んで本補助金を受給した場合は、仕入控除税額に相当する金額(補助金のうちの消費税相当額)について、補助金の返還が必要です。(交付要綱第21条参照)。

仕入控除税額は、課税売上割合(課税期間の課税売上高(税抜)÷課税期間の総売上高(税抜))の状況等により、下記①～③のように計算方法が異なります。

- ① 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合

$$\text{補助金額} \times 10/110 = \text{仕入控除税額}$$

- ② 課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

$$\text{補助金額} \times \text{補助対象経費のうち課税仕入額} / \text{補助対象経費} \times \text{課税売上割合} \times 10/110 = \text{仕入控除税額}$$

- ③ 課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

(A)と(B)の仕入控除税額の合計が補助金返還額となる。

(A) 課税売上のみによする補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額} \times \text{補助対象経費のうち課税売上対応分} / \text{補助対象経費} \times 10/110 = \text{仕入控除税額}$$

(B) 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額} \times \text{補助対象経費のうち共通対応分} / \text{補助対象経費} \times \text{課税売上割合} \times 10/110 = \text{仕入控除税額}$$

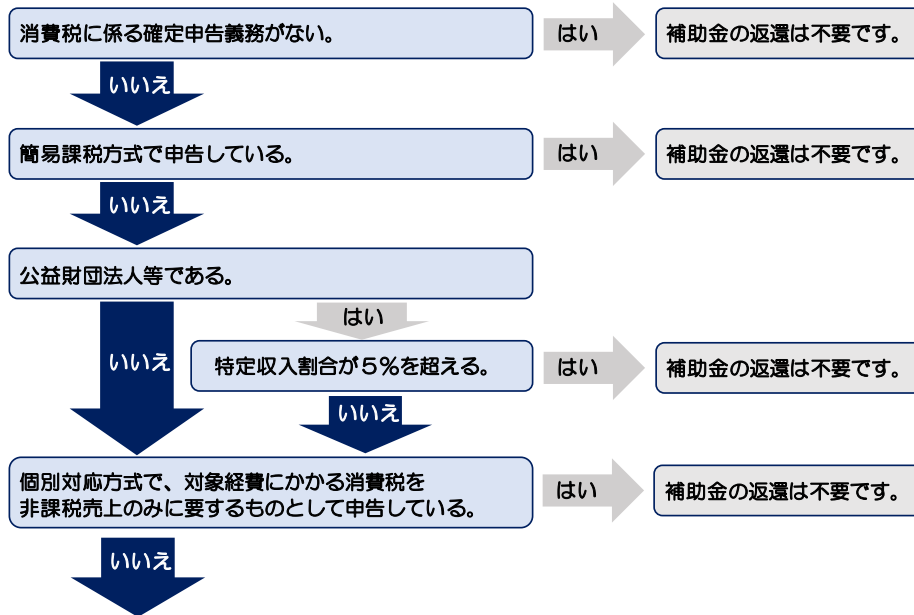
【提出書類】

(共通) 消費税仕入控除税額報告書(参考様式)

- ①～③ 確定申告の写し、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し

5. まとめ

仕入控除税額に係るフローチャート（消費税を含んで本補助金を受給した場合）



補助金の返還が必要です！

① 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等

$$\text{仕入控除税額} = \text{補助金額} \times 10/110$$

② 課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている

$$\text{仕入控除税額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times 10/110$$

③ 課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている

$$\text{仕入控除税額} = (A) + (B)$$

(A) 課税売上のみならず要する補助対象経費に使用された補助金
仕入控除税額 = 補助金額 × 補助対象経費のうち課税売上対応分 / 補助対象経費 × 10 / 110

(B) 課税売上と非課税売上と共通して要する補助対象経費に使用された補助金
仕入控除税額 = 補助金額 × 補助対象経費のうち共通対応分 / 補助対象経費 × 課税売上割合 × 10 / 110

(参考) 関連ホームページのご案内

○ 本事業のホームページ

- 東京都既存マンション省エネ・再エネ促進事業

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/mansion_keikaku

東京都

東京都既存マンション省エネ・再エネ促進事業

補助金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和5年5月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1

新宿NSビル14階